

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																					
		1. 就学援助制度の周知方法																																					
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)										(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)													
		ア、教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の書類に記載	エ、就学時健康診断の際に就学案内の書類を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ、その他	(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容						(8) (7) のカの内容							
都道府県	市区町村名	31	31	21	14	15	10	5	22	24	0	1	4	4	0	2	28	0	1	1	17	6	12	0	0	0	0	1	1	13	0	5	12	1	6	6			
和歌山県	湯浅町			○						○	○						○				○										○								
和歌山県	広川町				○					○	○						○						○																
和歌山県	有田川町				○								○	就学児検診の際に、保護者に説明											○														
和歌山県	美浜町				○					○							○				○																		
和歌山県	日高町			○	○	○											○					○											○						
和歌山県	由良町			○	○								○	児童扶養手当受給申請の際、担当者から教育委員会へ案内を依頼											○										○	児童扶養手当受給申請の際、担当者から教育委員会へ案内を依頼			
和歌山県	印南町			○			○				○						○				○												○						
和歌山県	みなべ町			○		○				○	○						○					○										○							
和歌山県	日高川町				○	○				○	○						○						○									○		○					
和歌山県	白浜町					○				○	○						○				○											○							
和歌山県	上富田町			○			○										○				○		○									○							
和歌山県	すさみ町					○					○					○					○													○	特になし。				
和歌山県	御坊市			○		○				○	○						○					○	○	○								○							

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)										(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるものを1つに○)					(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	オ. 学校の入学説明会に就学案内の冊子を配布	カ. 入学説明会の冊子に掲載	キ. 毎年、就学案内の冊子に掲載	ク. 民生委員やボランティア等から配布	コ. その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		(2) (1) のコの内容										(4) (3) のオの内容・補足事項					(6) (5) のクの内容								(8) (7) のカの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
31	31	21	14	15	10	5	22	24	0	1	4	4					0	2	28	0	1	1					17	6	12	0	0	0	0	1	1					13	0	5	12	1	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
和歌山県	太地町				○	○	○	○										○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

[illegible]

都道府県	市区町村名																																
		<中学校>（１）実施・検討状況について												<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期						<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）						<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）							
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っているが、現在検討していない	エ、そもそも購入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容						ア、令和6年度（令和7年度新入学年）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学年）以降	ウ、令和8年度（令和9年度新入学年）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	イ、11月	ウ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正など継続に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、（その他）	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容		
31	31	29	1	1	0	0	0	0						29	0	0	1	0	0	0	0	0	2	8	18	1	0	1	1	0	0	0	
和歌山県	湯浅町	○											○										○										
和歌山県	広川町	○											○											○									
和歌山県	有田川町	○											○											○									
和歌山県	美浜町	○											○											○									
和歌山県	日高町	○											○											○									
和歌山県	由良町	○											○											○									
和歌山県	印南町	○											○											○									
和歌山県	みなべ町	○											○											○									
和歌山県	白旗川町	○											○											○									
和歌山県	白浜町	○											○								○												
和歌山県	上富田町	○											○									○											
和歌山県	すさみ町			○																						○	○						
和歌山県	御坊市	○											○											○									

都道府県	市区町村名																					＜中学校＞（５）（１）でつと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）	＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容					
		＜中学校＞（１） 実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容						＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を係計（予定）している時期						＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っていないが、現在検討もしていない	エ、そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）以降	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入手式前）								
31	31	29	1	1	0	0	0	0	29	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	8	18	1	0	1	1	0	0	0
和歌山県	太地町	○								○											○							
和歌山県	古座川町	○								○												○						
和歌山県	北山村	○								○												○						
和歌山県	串本町	○								○									○									
和歌山県	-----	○								○												○						

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																								(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)	(3) (1)でッ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税 の減免	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録日雇労働者	ク、PTA 会費、学 校費等の 学校納付 金の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い 者、昼 食、被服 等が悪い 者または 学用品、 通学用品 等に不自由 している者 等で保護 者の生活 状態がき わめて悪 いと認め られるもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪 いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等)(係 数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	タ、生活 保護の基 準額に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 参照して 額を定め ているもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(394 万円)、 1.5倍(455万 円)等)(係 数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (係数 (倍率)を (4)に 記入し てください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等)(係 数および 目安額を (5)に 記入して ください。)	テ、養育 費や徴収 等による 家計が急 変した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	倍	倍					
31	31	20	18	14	16	16	24	7	4	11	13	9	9	10	4	3	2	7	0	1	17	12	0	17	0	31		
和歌山県	和歌山市						○										○					1				0		
和歌山県	海南市		○	○	○	○	○			○				○					○							0		
和歌山県	橋本市																	○		○	1					0		
和歌山県	有田市	○			○	○	○												○							0		
和歌山県	御坊市	○	○				○																			0		
和歌山県	田辺市																○					1				0		
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○						○							0		
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○		○	○									○							0		
和歌山県	岩出市	○		○	○	○	○		○	○									○							0		
和歌山県	紀美野町	○					○							○				○				1				0		
和歌山県	かつらぎ町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○		○			1			0		
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							0		
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○				1				0		

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																					4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																					(2) (1) で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛ける 係数(倍率)	(3) (1) で ツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録し雇用 労働者	ク、PTA 会費、学 級費等の 学校納付 金の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金 の滞り、 滞りによる欠 席日数が多い者	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状況が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額と 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等)(係 数(倍 率)を(4)に 記入して ください。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 参照して 算定する 一定の係 数を掛けたもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(394 万円)、1.5倍 (455万 円)等)(係 数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (係数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0倍、 1.5倍 等)(係 数および 目安を(5)に 記入して ください。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家計 が急変した者	ト、その他						
係数(倍率)																			係数(倍率)	倍					
																					12	0	17	0	31
和歌山県	太地町	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○				○			支援学級入級	0			
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1			0			
和歌山県	北山村	○	○	○	○	○	○		○	○				○				○			学校長、関係機関及び教育委員会の協議で特に認定が必要と認めた者	0			
和歌山県	串本町	○	○				○				○	○			○			○	1			自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められるもの。	0		
和歌山県		○	○				○								○			○			教育委員会が特に必要と認めた者	0			

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
31	31	1
和歌山県	和歌山市	
和歌山県	海南市	
和歌山県	橋本市	
和歌山県	有田市	
和歌山県	御坊市	
和歌山県	田辺市	
和歌山県	新宮市	
和歌山県	紀の川市	
和歌山県	岩出市	
和歌山県	紀美野町	
和歌山県	かつらぎ町	今後の検討課題として、授業費（習字への習字用品及びオンライン準備品）があげられ、食費に占める割合の負担軽減が必要である。 給食費負担については、和歌山県立大学への取組等の実施を要請した。学校給食費から給食費へ移行する事例の調査などについては、今後より詳細な検討での対応に預け、食費低減手段の充実に努める。 また、申請から支給までの遅れの中で、アスピアら協力店が食費精算式の見直しが必要である。 福祉のために、食料支援（食費）は、困難であるが検討している予定である。検討中である。
和歌山県	九度山町	
和歌山県	高野町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
31	31	1
和歌山県	湯浅町	
和歌山県	広川町	
和歌山県	有田川町	
和歌山県	美浜町	
和歌山県	白浜町	
和歌山県	由良町	
和歌山県	印南町	
和歌山県	みなべ町	
和歌山県	白高川町	
和歌山県	白浜町	
和歌山県	上富田町	
和歌山県	すさみ町	
和歌山県	御坊徳島町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
31	31	1
和歌山県	太地町	
和歌山県	古座川町	
和歌山県	北山村	
和歌山県	串本町	
和歌山県		